

平成 13 年 7 月 19 日
総合食料局品質課

第 1 回農林物資規格調査会遺伝子組換え食品部会の概要

- 1 日 時 平成 13 年 7 月 16 日 (月) 14:00 ~ 17:15
2 場 所 農林水産省第 2 特別会議室
3 出席者 委員 21 名全員が出席
(一般傍聴者 27 名が傍聴)

4 議事概要

- (1) 本間委員を部会長に選出。
(2) 意見公述人 4 名からの意見陳述があった。
(3) 事務局からの資料 (資料 1「表示対象品目見直しの進め方について (案)」
と資料 2「農産物由来 DNA の残存についての分析結果 (ジャガイモ加工品)」)
について説明した後、審議を行った。

- (4) 「表示対象品目の見直しの進め方について (案)」に即して審議が行われ、
ポテトスナック菓子や冷凍ジャガイモなどのジャガイモ加工品 (ばれいし
ょでん粉及びその加工品を除く) については、義務表示の対象品目に追加す
ることによって部会の上承が得られた。

ばれいしょでん粉については、3 検体中 1 検体しか DNA が検出されなかつたことから、ばれいしょでん粉及びばれいしょでん粉を主な原材料とする食品については、追加分析が必要とされ、追加分析の結果をもとに、9 月下旬開催予定の次回の部会において、再度検討が行われることとなった。

醤油、植物油などジャガイモ加工品以外の品目であって、表示対象品目に指定されていないものについては、表示対象品目の選定を行った平成 11 年時点に比べてこれらの品目の DNA 検出技術に進歩が見られないことから、現在のところ、DNA 分析の必要がなく、表示対象品目には加えないとの結論となった。

(なお、部会の議事録については、後日ホームページ等で公開の予定。)

問い合わせ先

総合食料局品質課

担当：金山、財間

内線：3113、3114

○ 7 月 1 6 日部会配布資料

(資料 1)

平成 1 3 年 7 月 1 6 日

農林物資規格調査会部会

表示対象品目見直しの進め方について(案)

遺伝子組換え食品の義務表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(J A S 法) に基づく遺伝子組換えに関する品質表示基準(以下「基準」という。) により、対象農産物として別表 1 に掲げる 5 つの農産物と、対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられた D N A 又はこれによって生じたタンパク質が残存するものとして別表 2 に掲げる 2 4 の加工食品群がその対象として定められている。

これら義務表示の対象となっている食品については、上記基準の附則第 2 項により、遺伝子組換え農産物の流通実態、食品中の D N A の検出方法の進歩、消費者の関心等を踏まえ、1 年ごとに見直しを行うこととされている。

この見直しについては、以下の方針で行うこととする。

1 . 農産物

義務表示対象農産物については、組換え D N A 技術を用いて生産された農産物の属する作目として基準の別表 1 に掲げられている。

別表 1 以外の農産物であって、厚生労働省における安全性確認が行われ、我が国で流通する可能性のあるものについては、本部会を開催し、当該品目の追加について審議を行うこととする。

なお、現在までのところ、新たな品目について安全性確認は行われていない。

2 . 加工食品

義務表示対象加工食品については、義務表示対象農産物を原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられた D N A 又はこれによって生じたタンパク質が残存するものとして 2 4 食品群が基準の別表 2 に掲げられている。

この義務表示対象加工食品の決定に際しては、平成 1 1 年に農林水産省において 2 1 7 点の食品を分析し、D N A が検出されたものを選定した。

本見直しにおいても同様の考え方をとることとし、義務表示対象農産物を原材料とする加工食品であって、義務表示対象加工食品以外の品目について、独立行政法人農林水産消費技術センターがその時点において確立された最新の検出技術により D N A 定性分析を行い、その分析結果に基づき、別表 2 の見直しを行うこととする。

3．分析方法

前回の分析では、実態として遺伝子組換え農産物のみを用いて加工した食品が入手できないことから、市販の加工食品について、原料農産物に由来するDNAが残存しているかどうかをPCR法で分析し、残存が確認された場合には、遺伝子組換え農産物を原料に使用した場合に組み換えられたDNAも残存する可能性があるものとしており、本見直しにおいても、同様の方法を採用することとする。

平成 1 3 年度の見直しの進め方（案）

本年は、独立行政法人農林水産消費技術センターにおいて確立された最新の検出技術により、24 食品群以外の加工食品について DNA 定性分析を行い、その分析結果について検討を行う。

なお、ジャガイモ加工品の分析結果については、別添資料 2 のとおりである。

（ジャガイモ加工品の分析品目）

- 1．マッシュポテト
- 2．マッシュポテトを主な原材料とするもの
- 3．冷凍ばれいしょ（フライドポテト）
- 4．ばれいしょでん粉
- 5．ばれいしょでん粉を主な原材料とする食品
- 6．ポテトスナック菓子（ポテトチップ等）
- 7．ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの

（ジャガイモ加工品以外の分析予定品目）

（大豆関連）

醤油

大豆油

（トウモロコシ関連）

コーンフレーク

糖類（コーンシロップ、異性化液糖等）

コーン油

（ナタネ関連）

ナタネ油

（綿実関連）

綿実油

(参考) 遺伝子組換え食品の品質表示基準 (平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 517 号)

附則

2 別表 1 に掲げる対象農産物及び別表 2 に掲げる加工食品については、新たな遺伝子組換え農産物の商品化、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、組み換えられた DNA 及びこれによって生じたたん白質の除去並びに分解の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、1 年ごとに見直しを行うものとする。

別表 1 (対象農産物)

1. 大豆 (枝豆及び大豆もやしを含む。)
2. とうもろこし
3. ばれいしょ
4. なたね
5. 綿実

別表 2 (対象加工食品)

1. 豆腐・油揚げ類
2. 凍豆腐、おから及びゆば
3. 納豆
4. 豆乳類
5. みそ
6. 大豆煮豆
7. 大豆缶詰及び大豆瓶詰
8. きな粉
9. 大豆いり豆
10. 第 1 号から第 9 号までに掲げるものを主な原材料とするもの
11. 大豆 (調理用) を主な原材料とするもの
12. 大豆粉を主な原材料とするもの
13. 大豆たん白を主な原材料とするもの
14. 枝豆を主な原材料とするもの
15. 大豆もやしを主な原材料とするもの
16. コーンスナック菓子
17. コーンスターチ
18. ポップコーン
19. 冷凍とうもろこし
20. とうもろこし缶詰及び大豆瓶詰
21. コーンフラワーを主な原材料とするもの
22. コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く。)
23. とうもろこし (調理用) を主な原材料とするもの
24. 第 16 号から第 20 号までに掲げるものを主な原材料とするもの

(資料 2)

農産物由来DNAの残存についての分析結果 (ジャガイモ加工品)

分析実施機関：独立行政法人農林水産消費技術センター本部

分析実施時期：平成 1 3 年 6 月 ~ 7 月

分 析 方 法：イオン交換樹脂タイプキット法によりDNAを抽出し、定性PCR法で検出

分 析 結 果：以下のとおり

品 目	分析商品数	注)
		DNA検出商品数
マッシュポテト	3	3
マッシュポテトを主な原材料とする食品	3	3
冷凍ばれいしょ	3	3
ばれいしょでん粉	3	1
ばれいしょでん粉を主な原材料とする食品	6	2
ポテトスナック菓子	6	6
ばれいしょ (調理用) を主な原材料とする食品	6	3

注) 検出したDNAは、組換えの有無を問わずジャガイモに普遍的に含まれるDNAであり、今回の分析で組換えDNAが検出されたわけではない。

(参考)

ジャガイモ加工品についてのPCR分析方法

○イオン交換樹脂タイプキット法によるDNA抽出

試料 2 g、G 2 緩衝液 7.5ml

↓ 混合

G 2 緩衝液 7.5ml、QIAGEN ProteinaseK 200 μ l、RNase A 20 μ l

↓ 混合、50 °C、2 h

3000xg 以上、4 °C、15min 遠心

↓ 上清

さらに軽く遠心

↓ 上清

QBT 緩衝液 1ml で平衡化した QIAGEN Genomic-tip20/G に負荷

↓

QC 緩衝液でカラム洗浄

↓

50 °C、QC 緩衝液 1ml $\times$ 2 回で DNA 溶出

↓

0.7 倍量のイソプロパノールを混合し、10000xg 以上、4 °C、15min 遠心

↓ 残さ

70%エタノール 2ml を加え 10000xg 以上、4 °C、5min 遠心

↓ 残さ、乾燥

水 100 μ l、65 °C、5 min

↓

DNA 溶液

○定性PCR法でPCR増幅、電気泳動により確認

プライマー：PSS (Potato Sucrose Synthase) ・ ・ ジャガイモに普遍的な塩基配列

農林物資規格調査会部会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属
○ あわお みつよ 栗生 美世	(社) 栄養改善普及会リーダー
いたくら 板倉 ゆか子	国民生活センター商品テスト部調査役
いわさき みつとし 岩崎 充利	(財) 食品産業センター理事長
おおき みちこ 大木 美智子	消費科学連合会会長
おがさわら しょういち 小笠原 荘一	日本チェーンストア協会常務理事
たに みよこ 谷 美代子	日本生活協同組合連合会理事
ほんま せいいち 本間 清一	お茶の水女子大学教授
やまなか ひろこ 山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
よこやま じゅんこ 横山 順子	主婦連合会事務局
おおば ひでお 大場 秀夫	(社) 日本冷凍食品協会理事
かいぬま けいじ 貝沼 圭二	生物系特定産業技術研究推進機構理事
くらすわ しょうご 倉沢 璋伍	日本国際生命科学協会事務局次長
ごうだ ゆきひろ 合田 幸広	国立医薬品食品衛生研究所生薬部長
さいとう としひろ 斎藤 利寛	(社) 日本油料検定協会横浜支部検査部副部長
すけがわ ふみお 助川 文朗	全日本菓子協会常務理事
ち く まさゆき 知久 雅行	日本醤油協会専務理事
はまし まりお 浜島 守男	(社) 日本植物油協会技術担当参与
ひ さい やすのり 久井 靖徳	日本生活協同組合連合会開発企画部部長
ひ の あきひろ 日野 明寛	独立行政法人食品総合研究所食品機能部味覚機能研究室長
もちづき こうじ 望月 耕次	日本スターチ・糖化工業会原料対策委員会委員長
やまぐち しょうじ 山口 将二	油糧輸出入協議会専務理事

○：農林物資規格調査会委員

：農林物資規格調査会会長